

法人事業税にかかる 分割基準の算定方法が変わります

三重県

平素は、県税行政にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、三重県及び他都道府県に事務所等が所在する法人においては、**法人事業税**の課税標準額を従業者数等の分割基準で算分し、各都道府県に申告いただくことになっております(地方税法第72条の48)が、地方税法の改正により、**平成17年4月1日以後に開始する事業年度**から、その算定方法が変更になりました。

具体的には、以下のとおりとなりますので、法人事業税の申告にあたりご留意いただきますようよろしくお願いいたします。

1 対象税目 法人事業税(法人県民税については変更ありません)

2 改正事項 以下のとおり

法人の行う事業		分割基準(改正前) 平成17年3月31日以前に開始する事業年度分	分割基準(改正後) 平成17年4月1日以後に 開始する事業年度分
非 製 造 業	銀行業 証券業 保険業	課税標準額の1/2:事務所等の数 課税標準額の1/2:従業者数 (資本金1億円以上の法人: 本社管理部門の従業者数を1/2)	課税標準額の1/2: 事務所等の数 課税標準額の1/2: 従業者数
	運輸・通信業 卸売・小売業 サービス業 等 (2)	従業者数 (資本金1億円以上の法人: 本社管理部門の従業者数を1/2)	
製造業		従業者数 (資本金1億円以上の法人: ・本社管理部門の従業者数を1/2 ・工場の従業者数を1/2加算)(1)	従業者数 (資本金1億円以上の法人: 工場の従業者数を1/2加算) (1)

「資本金」とは、資本の金額又は出資金額をいいます。

分割基準が異なる事業を併せて行っている場合、それらの事業のうち主たる事業について定められた分割基準で算定します。(鉄道事業、軌道事業を営む場合を除きます。)

主たる事業とは、それぞれの事業のうち売上金額の最も大きいものをいいます。

(1) 資本の金額又は出資金額が1億円以上の製造業を行う法人の工場である事務所等については、当該数値に当該数値(当該数値が奇数である場合には、当該数値に1を加えた数値)の2分の1に相当する数値を加えた数値(地方税法第72条の48第4項第3号)

(2) 鉄道事業、軌道事業、電気供給業、ガス供給業及び倉庫業については、従前のとおりです。

(改正の概要)

資本の金額又は出資金額が1億円以上の法人の本社管理部門の従業者数を1/2とする規定が廃止。

非製造業を営む法人の分割基準について、課税標準額の1/2を従業者数、1/2を事務所等の数とする。(表面(2)にご注意ください)

製造業とは...日本標準産業分類(総務省)による「E - 製造業」並びに「R - サービス業(他に分類されないもの)」のうち「891自動車整備業」、「901機械修理業(電気機械器具を除く)」及び「902電気機械器具修理業」の範囲に属する事業。

(参考)日本標準産業分類(総務省統計局)

<http://www.stat.go.jp/index/seido/sangyo/19index.htm>

3 適用事業年度 平成17年4月1日以後に開始する事業年度分の申告から

4 算定にあたっての注意

「事務所等の数」は、事業年度の属する各月の末日現在における数値の合計となります。

「事務所等」とは、自己の所有の有無に関わらず、事業の必要から設けられた人的及び物的設備であって、そこで継続して事業が行われる場所をいいます。

(参考)2.事務所又は事業所の数(地方税法第72条の4第4項第2号)

事業年度又は計算期間に属する各月の末日現在における数値を合計した数値

(当該事業年度又は計算期間中に月の末日が到来しない場合には、当該事業年度終了の日又は計算期間の末日現在における数値)

従業者数については、特別の場合を除き「事業年度終了の日の末日現在における数値」で算定しますのでご注意ください。(「課税標準の分割に関する明細書(第10号様式)記載の手引」をご参照ください)

5 課税標準額の算定例

三重県(本店)、B県(支店・10月15日開店)、C県(支店)に事務所等がある非製造業を営む法人(3月31日決算・資本金1,500万円・法人事業税の課税標準となる所得1,800万円)の場合

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	分割基準	根拠条文
三重県	各月末日現在の数	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	第4項第3号
	従業者数	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	第4項第3号
B県 (10月15日開店)	各月末日現在の数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12	第4項第2号
	従業者数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12	第4項第2号
C県	各月末日現在の数							2	2	2	2	2	2	1	第5項第1号
	従業者数							2	2	2	2	2	2	1	第5項第1号
	各月末日現在の数							1	1	1	1	1	1	6	第4項第2号
	従業者数							1	1	1	1	1	1	6	第4項第2号
	各月末日現在の数	2	2	2	2	3	3	3	3	3	3	3	3	3	第4項第3号
	従業者数	2	2	2	2	3	3	3	3	3	3	3	3	3	第4項第3号
	各月末日現在の数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12	第4項第2号
	従業者数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12	第4項第2号

・三重県分の課税標準額

$$\left\{ \begin{array}{l} \text{従業者数割}(1,800\text{万円} \times 1/2) / (2 + 1 + 3)\text{人} \times 2\text{人} = 300\text{万円} \\ \text{事務所数割}(1,800\text{万円} \times 1/2) / (12 + 6 + 12)\text{店舗} \times 12\text{店舗} = 360\text{万円} \end{array} \right.$$

$$\text{三重県分の課税標準額} = \quad + \quad = 660\text{万円}$$

申告にあたっては、「課税標準の分割に関する明細書(第10号様式)記載の手引」をご参照ください。